

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷六十第

行發日一月四年二十正大

## 論叢

納稅義務者としての内藏 . . . . . 法學博士 神戸 正雄  
 價値の類型と個性 . . . . . 法學士 恒藤 恭  
サン・シ 社會改造哲學及び連帶思想 . . . . . 文學博士 米田庄太郎  
モン派の 基督教文明の發展概論 . . . . . 法學博士 財部 靜治

## 時論

天然資源の國際的開放の原則 . . . . . 法學博士 戸田 海市  
 産業組合中央金庫に就て . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

婚姻年齢の統計的研究 . . . . . 經濟學士 岡崎 文規

## 雜錄

失業保險制度の推移 . . . . . 法學士 一戸 二郎  
 生産者及び消費者としての露西亞 . . . . . 經濟學士 藤野 靖  
教授の 世界的貨幣問題とカッセル學說 . . . . . 經濟學士 小川福太郎  
 獨逸高等官の生計費 . . . . . 經濟學士 岡崎 文規  
 マックス・ウェーバーの論文集 . . . . . 法學士 山口正太郎

## 天然資源の國際的開放の原則

戸田 海市

## 一 國際的共同生活の根本原則

豊富なる天然資源を包藏する國は、之を世界人類の共用に開放するの責任を有する。資源の欠乏せる國が自己の生存權を理由として資源過剩國を侵略するの不當なると同時に、資源國が其資源を外國に對して閉鎖することも不當である。兩者の態度には積極消極の形式の差こそあれ、實質上は共に不當なる帝國主義の實行であつて、國際共同生活を破壊せざれば止まない。故に歐洲戰爭を有意義に終結せしめんとすれば、平和條約に於て資源開放の原則を確立するを要することは、嘗て本誌其他に於て繰返し論述した所であるが、近來滿蒙、西比利亞、北樺太等の天然資源開發問題が種々の形に於て解決を待ちつゝあるから、此際國際共同生活の根本原則たる資源開放責任の本質を明かにするの必要が迫つて來た。云ふまでもなく、資源の國際的開放は單に資源の欠乏せる我國の立場のみより主張し、又單に我國に對して資源供給の便宜の大なる東洋南洋方面に

對してのみ主張するのではなく、國際共同生活の普遍的原則として主張せらるべきものである。

資源國の開放責任は國際共同生活の根本原則より當然に起り來るものである。然らば其根本原則は何ぞやと云ふに、各國は他國を侵害せざる限り如何なる對外態度を採るも自由なりと云ふことではなく、更に積極的に國際共同生活に参加して共存共榮を圖るの權利を有すると同時に義務を有すると云ふことである。此原則たるや單に國際共同生活の理想として考へられたるものではなく、夙に此共同生活の實行の上に認められて居るものである。若し此原則を認めないとするれば今日の國際法上の種々の重大なる基礎的規定は到底成立するを得ない。只だ從來此原則に對する一般文明國民の意識が充分明確となつて居なかつたから、今後は充分に之を徹底せしむるの必要がある。之を徹底せしめざれば、獨り我國の支那、露西亞、米國等に對する緊迫の諸問題を解決し得ざるのみならず、戦後に於ける世界一般の平和關係を確立することも不能である。此原則を明確にせざれば、如何に軍備を制限し、國際裁判を設け、文聯盟會議を開いても、一時を彌縫する以上の結果は出て來ない。

何を以て此根本原則が夙に國際共同生活の實際の上に認められて居るかと云ふに、先づ各國が他國を侵害すべからざる責任を有することは、今日の文明國民が自明の理として疑はざる所であるが、此責任たるや、各國は互に國家としての平等の地位を認め、其獨立を尊重せざるべからず

と云ふ原則あるが爲めに發生するものである。然るに若し各國が本來鎖國孤立するの自由を有するものとしたならば、一方に此の如き國家が他國を平等視せねばならぬとか、其獨立を尊重せねばならぬと云ふが如き本來の責任を有すると云ふことは矛盾である。各國が互に平等の地位に立つて其獨立を尊重すべしと云ふことは、各國が永續せる規則正しき共同生活を營まざるべからずと云ふことを前提として初めて起り來る原則である。故に總ての國家は自から欲すると欲せざるとに拘はらず、他國を侵害すべからざる本來の責任あることが、文明人に取つて自明の理であると云ふのは、即ち文明人は國際共同生活に参加して相互扶助を爲すことが、國家本來の責任たりと認めて居ることを證明するものである。又從來各國が國際交通を處理するに付き、通商條約を結ぶと否との自由が認められてあつたとしても、他國に對して一切の通商を拒絶することは不法なる敵對行爲と見做されたが、此事たるや亦各國が開國通商して有無相通じ長短相扶くるの責任あることを證するものである。今日露西亞と諸外國との交通に障礙の存することは、其責任の何れに在るを問はず、一種の敵對關係に立つもので、双方とも速かに國交の恢復を圖るの責任あることは一般に承認せられて居る。更に我國自身は此根本原則を最も痛切に體驗したことを擧げねばならぬ。即ち我國は封建時代に於て鎖國攘夷の權利ありとの見解を採つたに反し、歐米諸國は強制的に我國をして開國通商せしめた。此事たるや歐米諸國が夙に此根本原則を認めて我國に蒞

んだものと解せねばならぬが、同時に我國民も鎖國の不當なることを覺つた爲め、歐米諸國の開國強要に付て不遑を訴へざるに至つた。隣邦の支那も亦類似の歴史を有するものである。世間には國際倫理の原則は各國の欲すると欲せざるを問はずして當然に準守すべきものであるに反し國際法の原則は各國が之を承認して初めて成立つものであり、而も各國が之を認むべきや否やは其の自由に存するとの論がある。茲に此論の當否を一般的に吟味するの暇はないが、少くとも國際法則を必要ならしむる所の國際共同生活を爲すこと自身は、各國の認めざるを得ざる先天的の國際法則であると云ひ得る。今日の文明人の有する國家の觀念は人類共同生活組織の一部を爲す所の自主的政治團體を意味することは、恰も人間と云へば自存目的を有する社會的存在を意味すると同じである。若し茲に共同生活を拒否する政治團體ありとすれば、其團體が如何なる内部組織を有するとも、文明人の眼より見れば國家と稱するを得ない。故に上述の根本的國際法則は文明人の有する國家の觀念より當然に起り來るものであつて、他の一切の具體的なる國際法則や條約は、此根本法則が現實に觸れ境遇に應じて自から發現開展したものと見るべきであるから、此根本法則は國際法を成立せしむる指導原理と考へることも出来る。

從來世人が國法に對しては往々神秘的の威嚴を認める程であつたに反し、國際法を以て極めて便宜的假設的のものと思ふは、甚しきは歐洲戰爭勃興の際に獨逸が條約を以て一紙片に過ぎすと

放言して怪まなかつた例もあるが、國際法を此の如く便宜的のものと輕視するが爲め、一方には往々にして不條理なる國際法規や不公平なる條約の存立をも認め、其結果として更に益國際法を輕視せしむることゝなつた。然るに若し文明人が深く反省して國際共存の根本原則に關して有ゆる意識を充分明確ならしめたならば、國際法や條約を輕視して之を輕々しく便宜的に取扱ふの弊が除かれるであらう。國際法は國法と共に文明人の日常生活と緊密の關係に立つものであつて、兩者の距離は從來考へられた如くに大なるものではない。

## 二 天然資源開放の責任

各國が國際共同生活に参加して互に相扶くるの責任あることは上述の如くであるが、此根本原則より直ちに各國が如何に共同生活の爲めに努力すべきやの詳細を決定することは出来ない。或は各國が共同生活に参加するの責任ありと云ふ以上は、國際交通を一切自由に放任すべきである。之に何等の制限を加へなければ、各國の共同生活に對する参加の方法が自から合理的に決定せられると云へるやうである。併し乍ら此點に付ては彼の自由貿易對保護貿易の論争に於て明かにせられたる如く、絶對の自由放任が問題の解決とはならぬ。各國は一面に自然に起る所の國際交通を發展せしむる爲め種々の努力を爲すを要するが、他面には自然に起る所の交通に制限を加

へることに由りて其國の能力の遠大の發達を圖り、以て自他に遠大の利益を生せしむることも正當である。要するに各國の如何に精神的物質的に交通すべきやは、關係諸國の合意に由つて定むべきであり、豫じめ劃一の方法を定めて之を各國に強制するを得ない。

各國が其の長ずる所に従ひ、即ち其個性を發達せしめて交通することが、國際共存の根本原則の精神に適合することは勿論であるが、各國の長所なるものは與へられたる事實ではなく、其努力に由つて創造さるべきものであるから、初めより各國の長短の何たるやを豫見するを得ない。只だ各國が其國內に包藏する所の天然資源の豊富なること貧弱なることは與へられたる事實であつて、人力に由り之を如何ともするを得ない。故に資源の豊富なる國が之を開放し、公平の條件を以て資源缺乏國に之を享用せしむるの一事に至つては、上述の根本原則より當然に結論し得る所であり、従つて資源開放は各國の否認するを得ざる本來の責任である。只だ問題の起るのは資源の有無多少の事實と、之を如何に開放すべきかの方法とに關してである。尤も世間には資源の過不足も大なる程度に於て各國民の人口に對する態度に由つて定まるもの、如く考へ、資源缺乏國は之を他國に要求するよりも、須らく自國の人口を制限すべしと論ずる者もある。特に此論法は世界の天然資源の重なる部分を占領する英米人の屢口にする所であるが、一國の鹽、鐵、石炭、石油、棉花、護謨の欠乏の如きは、其人口の制限に由りて救濟せらるゝものにあらざるは勿論である。

又食物不足の如きは人口制限に由り大なる程度に救済せられるとしても、食物不足國に人口を制限せしむることを以て、人類の共存共榮の原則を實行する正當の方法と斷定するを得ない。食物の大なる部分を外國に仰ぐの必要ある英國は、商工業の方面に異常の進歩を遂げて人類の共同生活に大なる貢獻を爲しつゝあるが、若し英國の如き小國は食物自給の可能なる程度に人口を制限すべしと云ふたならば、今日の如く英國の商工的進歩に由りて人類の爲めに貢獻し得ざることが明かである。

資源の豊富なる國は之を外國の使用に開放するの責任あることを認めるとしても、一方に資源欠乏國が之を獲得するが爲めには、其獲得したる原料に加工し、之を資源國に輸出して代償とするの外はない。故に資源國の其開放責任を實行するに付ては、更に資源欠乏國の工業品輸入を排斥せざるの義務をも重ねて負はねばならぬ。換言すれば資源國は工業保護の貿易策を行ふの自由を抛たねばならぬ。然るに自由又は保護の貿易策に付ては、各國の自主權を認むるを正當とすること上述の如くなりとすれば、資源欠乏國の資源國に對する開放要求權は有名無實とならざるやの疑問が起る。併し今日の國際間の取引は特に交換の原始的方法に由るを要しない。財貨の獲得に對し海運收入其他貿易外の國際的収入を以て決濟することも出来る。又甲國は乙國より財貨を輸入するも乙國に對しては一物をも輸出せず、之に對する決濟は他の諸國に對する輸出代金を以



ですること出来る。要するに資源欠乏國は世界市場の需用に適する何等かの財貨を生産し勤勞を提供して資源國に對する決濟を爲し得るから、資源國をして工業保護の自由を抛たしむるの必要はない。只た資源の過剩國と欠乏國とを問はず、一體に過度の保護貿易策を採ることは國際共存の精神に反するものである。過度の保護策は誤れる帝國主義の結果であるから、今後各國は出來得る限り自由貿易に近づくべく努力せねばならぬ。其方法として各國の通商は無條件最惠國主義に由り、諸外國に對して一視同仁の態度を採ることの有効なるは夙に認められ、世界の文明國を通じて此主義を採用せるに係はらず、獨り米國は國際協調を無視して過度の保護に傾き、特に今尙は通商上に相互主義を採りて、諸外國に對し差別的待遇を爲すことは、同國が政治上に國際聯盟加入を拒絶した以上の不穩當な態度と云はねばならぬ。米國を初めとして資源豊富の國は自給自足の可能の大なるが爲め、外交上に恣意專横の態度を採る傾が強い。資源國の此の專横の態度は資源欠乏國の侵略的態度と因果關係に立つものであつて、共に國際共存の根本責任を無視したものである。

資源國に其資源の對外開放の責任ありと云へば、如何にも資源國は片務的責任を負ふ不利の地位に立たざるを得ざるが如く見へるが、資源開放は有償取引の類に於て行はるべきは勿論であつて、又資源國が其開放責任を果たすことは、即ち一面に資源欠乏國をして人類の共同生活に對す

る責任を遂行せしむる所以であるから、片務的の不公平なる態度と云ふを得ない。加之資源國にして誤れる帝國主義的思想に捕はれ、徒らに他國の發展を抑壓することを自國の利益と考へ、若くは不當なる排他的保護主義に熱中し、又は人類の共存に必要な自國の資源を近視的なる國際政治の手段の種として弄ばんとするが如き過誤に陥ることなく、冷靜且つ公平に自國の遠大の利益を考量するならば、其資源を開發輸出することを以て最も重大なる自己の利益とすることを覺るであらう。特に資源國の人口の大なる部分は資源開發事業に由つて生活する者であるから、其國の政治の少數の特權階級の利益保護に偏せず、民主的精神を以て行はれるならば、開放責任の實行に由り其資源開發事業を發達せしむることを以て最も重要な經濟策と認ざるを得ないのである。

此の如く資源國は國際共存の責任を盡すと同時に、自國の必要の爲めにも資源開發事業を行ふものであるとすれば、資源の欠乏せる他の諸國も亦國際共存の責任上より原始生産物の無制限の輸入を認むるの義務を生ぜざるやの疑問が起る。此點に付ては資源國をして資源欠乏國の生産せる工業品の輸入に付て自由貿易策を採るの責任を負はしむべきやの問題と同様に取扱ふべきである。即ち人口の大なる部分が資源開發の原始産業に従事する國は、一般の工業品の供給に不足を感ずる國であると云へるが、併し其國自身は之が不足を感ずる程度が弱く、外國より工業品を

仰ぐ代りに國內に於て或程度に之を生産することを適當と認めた場合には、外國より自由貿易を強要することは穩當でない。之と同じく資源の豊富ならざる國も、尙ほ自國の資源開發に努力することが他國より之を仰ぐに比して勝れりと考へた場合には、原始生産物に關して自由貿易を之に強要するを得ない。只だ資源國の工業保護の場合と同じく、資源不足國の原始産業保護の場合にも、國際共存の精神に反するが如き過度の保護を行つてはならぬ。資源國が原始産業の發達を自國の必要とする以上は、他の諸國は常に資源國の此利益を尊重する公平の態度を採らねばならぬ。

我國民は資源缺乏を理由として資源國たる支那に對し鐵石炭等の開發事業を我國に開放すべきことを要求し乍ら、一面動もすれば國內の鐵業、炭業を保護する爲めに鐵石炭の輸入を制限せんとするの議論が起つて往々優勢を示し、或は巨多の未開資源を包藏する佛領印度に對し、其の甚しく資源獨占的なることを批難し乍ら、一方に我國内の農業を保護する爲め外米に輸入税を課し、以て佛領印度の基本産業たる農業の利益を毀損して怪まざるが如きは、決して資源國の地位を公平に取扱ふものと云はれない。我國として此の如き不公平の態度を採るならば、資源國も亦我國の資源開放の要求を無視することゝなるを免れない。要するに資源開放は國際共存の精神を實現するの必要手段である以上は、其實行方法は不公平なる片務的のものであつてはならぬ。我國を初

めとして多くの國に於ける帝國主義者は、自國の生存權を理由とし、暴力に訴へてまでも他國の資源を占領開發することを主張し乍ら、一面には妄りに自國の經濟的獨立を重大視して自給自足を圖らんとし、特に國內農業の保護の爲めに原始生産物の輸入を排斥せんとすることは、甚しき矛盾であり又不公平である。世界平和の維持に必要な資源開放問題を解決する爲めには資源國と資源缺乏國との双方が更に國際共存の精神に合するが如く協調的とならねばならぬが、自然的不利の地位に立つ所の資源缺乏國の先づ自から公明の態度を採つて資源國を導くの覺悟がなくては、此問題の解決が甚だ困難であることを知らねばならぬ。

### 三 資源開放の方法

個々の場合に於ける資源開放問題の解決は、之に關する特種の事情を考量して決定すべきであり、抽象的なる劃一の原則に由て之を取扱ふことを得ないが、一般文明國民の國際共存の根本原則に對する意識が明確となれば、關係諸國の公正なる合意に由つて解決することを難しとしない。茲には開放の方法條件の大體に付て妥當と信する所を述べて見よう。資源開放の方法は三種に分れる。第一は資源國が資源開發の結果たる原始生産物の輸出を自由ならしむることであり、第二は資源國が開發事業を行ふの實力の不足せる場合に、外國の企業及資本を以て開發事業を行

はしむることであり、第二は原始生産業に適當する未開地を多く有する國が外國移民の來住を認むることである。

### 一 原始生産物の輸出

各國に於ける各種の資源の過不及を決定することは容易の業でないが、各國が原始生産物の輸出を自由とするときは、其の過剰ある國より其の不足の國に入ることゝなつて、自然に資源開放が實行せられる。故に原始生産物に付ては各國が其輸出の自由に認むることが穩當の方法である。只だ資源過剰國と雖ども天災、同盟罷業、戰亂等に由り一時の欠乏を感ずる場合が起る。此の如き場合に輸出の禁止制限を行ふことは正當である。支那が外國に對して固定的の穀物輸出禁止即ち防穀令を行へるは、同國の基本産業たる農業の發達を害するが故に、漸々其禁止を緩めて成るべく速かに之が撤廢を期することを必要とするは争はれないが、現在は防穀令其他の原因の爲め支那の農業の幼稚なる結果、年々の收穫が國內の需要を充たすに足らずして幾分の外米を輸入しつゝある有様であると同時に、米價の騰貴は動もすれば秩序の紊亂を生ずるの狀態であるから、其防穀令を以て直ちに不當なる資源閉鎖なりと斷するを得ない。

更に支那や南米諸國の如き資源國が汎く輸出税を設くることは、資源開放に重大の障礙を加ふるものであるが、此等の國は政治組織の不完全なるが爲めに、自國の經濟的進歩に有害なること

の明かなるに係はらず、或程度まで輸出税に由り中央政府の財政を維持するの已むを得ざる事情がある。固より此等の國に於て資源開發事業が發達すれば自然に財政狀態も改善せられるのであるから、成るべく速かに輸出税を撤廢すべく努力するの責任がある。資源國の輸出の制限又は課税にして最も有害なるは自國の工業に低廉の原料を得せしむる保護策として之を行ふ場合である。元來運賃を要することの大なる原始生産物に付き、資源國は當然諸外國よりも頗ぶる低廉に之を使用し得る自然的利益を有するに係はらず、更に人爲的に其の優越の地位を強めんとして資源閉鎖を行ふことは不當である。既に述べし如く資源國の基本的産業は原始生産業であつて、人口の大なる部分を養ひつゝあるから、其國の政治が眞に民主的であるならば、少數工業家の保護の爲めに基本産業に不利を及ぼすが如き政策は實行し難い。目下支那が自國の紡績業保護の爲め綿花輸出禁止を行はんとしつゝあることは、獨り國際共存の責任に反するのみならず、支那自身の爲めにも政治上經濟上の不利である。

## 二 資源開發事業の對外開放

次に資源國が資源開發の實力を欠く場合には、其實力を有する外國人をして開發事業を行はしむるの責任がある。只だ或資源國が果して開發の實力を欠くや否やを決定することは容易でないから、此種事業の經營は何れの國に於ても公平なる條件を以て汎く之を外國人に開放する方法

を穩當とすることは、恰も原始生産物の輸出を自由とするの方法を穩當とすると異ならず。而して資源開發事業經營の權利、又は所謂利權の提供や獲得の運動は、誤れる帝國主義と結び付きて徒らに國際政局を紛糾せしむるの弊があり、特に支那の如く政府の無力にして且つ腐敗せる場合に此弊が甚しい。故に資源開放の原則を確立すると同時に、國勢の劣弱なる資源國を保全する國際規約を設くるの必要がある。此點に付ては戰時及戰後に亘つて本誌其他に屢説した所であるが、之を要約すれば、資源國に於て所謂勢力範圍を建設することを禁じ、即ち或國が資源國の一定の地域内に於て種々の事業を經營する獨占權を獲得し、又は一定の事業の經營に付き廣大の區域に亘つて獨占權を獲得することを禁じ、資源國をして諸外國に對し門戸開放を行はしむると同様に、資源國に入り込みて開發事業を行ふ所の諸外國相互をして門戸開放機會均等を守らしめ、更に一面には資源國政府の借款に應ずること、及び勢力範圍の建設に墮し易き鐵道經營を爲すことは、之を利害關係の大なる列國の共同事業とすることを必要とする。此保全策は今日支那に關して大體に列國の合意が成立するに至つたことは喜ぶべきであるが、之に付て吾々の甚だ遺憾とするは、屢説の如く我國が侵略主義の實行に最も便宜を有する歐洲戰爭中に大英斷を以て此保全策を主唱し、少くとも東洋南洋の資源開發に付きては列國をして之を守るの已むを得ざるに至らしむることを必要としたのであるが、實際に於て我國の政策は之と正反對に進み、遂に支那及米英が

猛烈なる排日的態度を採つて此原則を主張し、我國は已むを得ずして之に屈從するに至つたのである。而も尙ほ我國は今に至るも北樺太の一角に於て、自國が國際共存を無視する侵略國たることを世界に廣告する以外に何等の意義を有し得ざる愚擧を演じつゝあることを悲まざるを得ない。我國が此の如き外交態度を採り乍ら、一面資源開放の原則を主張するも、徒らに資源國の恐怖心を起さしむるに止まるであらう。

茲に資源開放に伴ふ所の劣弱資源國保全策に關聯して問題となるのは我國の滿洲に於ける特種地位である。此特種地位として世界の批判の題目となつて居るのは、單に我國が滿洲に於て盛大なる開發事業を行ひつゝあるの事實を指すのではなく、此開發事業に従事する我國民の生命財産を保護するが爲め、支那の領土内に我國權を行へること、南滿鐵道を經營すること、が世間の問題とせられるのである。今日の如く支那が資源開放の責任を否認し、特に誤れる帝國主義を採る所の他の諸國が充分に此責任を認めざるが故に、支那が獨り此責任を負ふべき理由なしと主張する限り、我國も亦既得權を理由として我國の爲め且つ世界經濟の爲めに滿洲の資源開發を行ふの外はないが、若し支那が華府會議の際に言明したるが如く其全領土に亘りて資源開放責任を實行するならば、我國も既得權に基きて滿洲の開發を主張することを必要としない。此場合には國際共存の精神に訴へ、世界經濟の上より公正に我國の地位を決定せねばならぬ。此立場より滿洲問



題を見るに、今日我國民の多數が深く滿洲の内地に入り込み、幾多の都市部落を建設して廣大なる開發事業を營み、之が爲め滿洲は世界經濟の上に重要な意義を有するに至り、特に其特産物たる大豆が比較的短年月の間に世界的の重要商品となつたが、撫順炭の如きも今後東洋南洋方面の工業、交通業に重要な關係を有するに至るであらう。更に滿洲の急速なる開發の爲めに、北方支那の下層民は廣大なる活路を見出し、其結果少くとも貧困なる北支那の社會狀態の惡化が大に緩和せられて居る。然るに支那一般の政治組織の不完全なる上に、滿洲は馬賊の跋扈の甚しき地方であるから、近き將來に支那の實力に由て滿洲に於ける生命財産を保護することは困難である。彼の上海は支那の現代文明の中心を爲して其地位は外國より接近し易く、特に多數の外國軍艦が常に碇泊して居留民の保護も容易であるが、此上海居留地に於てすら外國警察に由りて秩序を維持するの必要が認められ、特に支那人自身も國內に事變の起る毎に此居留地に逃れ、其外國警察の力に由りて生命財産の安全を求めつゝある現状より見れば、馬賊の跋扈する滿洲の輿地にまで擴がれる日本人と其開發事業とを保護するには、或程度に日本の警察力を必要とすることは争はれない。又滿洲の開發、可能ならしむる所の南滿鐵道を支那の經營に任ずるときは、忽ち其輸送狀態の惡化を來たすのみならず、鐵道財政が紊亂して廣大なる開發事業の發展に必要な交通の維持改良が行はれ難くなることも争はれない。故に支那に強固なる文明的政治が確立するまでは、我

國が滿洲の警察と鐵道とに付て適當の關係を保つことが、世界經濟の上より見て必要である。尤も支那の一般鐵道に付て國際共同管理が圓滑に行はれ、事實に於て其好成績が證明せらるゝに至れば、南滿鐵道をも其共同管理の下に置く事が正當である。

### 三 移民

多大の未開資源を有する國が移民の來住を認むることも、資源開放の重要な一方法であるから、資源國は移民に對して妄りに制限を加ふるを得ない。只だ人生の意義は共同生活に参加することに由て見出されるものであり、人間の進歩するに従ふて其共同生活の總ての方面を自治的に營むことが根本的の要求となるのであるが、此共同自治の最先の要件は之に参加する人々が互に相敬愛して、能く全體と融合一致し得ることである。故に資源國が移民を容るゝに付ても、能く其社會と融合一致し得る者を選擇せんとするは、正當の要求たることを認めねばならぬ。互に相敬愛し得ざる移民を強て收容せしめんとするは恰も愛なき男女を強て夫婦たらしめんとすると同じく、双方の不幸とならざるを得ない。

資源國が移民を選擇するの標準は二種ある。第一は心身の優劣と云へる個人的能力に由る選擇であつて、其標準が過度に嚴重ならざる限りは正當である。第二は人種民族の異同に由る選擇である。文明人の間に今尙ほ偏狹なる種族的感情の存することは人道の爲めに悲しむべきことであ

り、特に廣く世界に膨脹せる英人が自から世界の撰民を以て任じ、甚だ頑強なる種族的感情を有することは、人類の共存共榮の爲めに甚だ有害である。併し總ての人種民族が今尙ほ強き種族的感情を有する以上は、此事實を無視して移民問題を解決するを得ざることが明かである。元來人口稠密なる貧窮國の下層民が外國に移住するは、其社會的地位を改善する爲めである。然るに人間は麵包のみを以て生きる者ではない。眞に下層民が其地位を改善せんとすれば、彼等が周圍の大なる社會と能く融合一致して生活し、即ち狭小なる自我より解放せられて眞我の開展を爲し得ることが何よりも必要である。如何に移住に由て其物質的の所得が増加しても、移住地の社會と能く融合して精神的に之と共存共榮し得ざるときは、人格の完成は到底望まれない。故に物質的改善に眩惑して種族的感情の上より融和し難き社會に移住することは、移住者自身の爲めに最も悲しむべきことである。此事たる實に財産結婚の悲劇と同視すべきものである。今日の如く朝鮮人の妄りに内地に移住することが、彼等の自身の爲めにも不利益なるは此點より見て明かである。

斯く云へばさて吾々は白人諸國就中米國の頑強なる日本移民排斥を正當視する者ではない。併し此排日運動は曾て論じた如く外交問題としてよりも、寧ろ米國自身の内政問題として、又は人道問題として一層多く批難するべきである。即ち吾々が此運動を日本人たる立場から見たる場合よりも、寧ろ人間たる立場より見たる場合に一層強き不懣を感ぜざるを得ない。吾々は飽くまで米

國をして我移民を無制限に受入しめんとする者ではない。併し既に米國が自から受入れることを承認して其社會の一部を爲しつゝある過去の移民を今日の如く虐待することは人道に觀過するを得ない。過去の移民の殆んど全部は米人より愛せらるゝと嫌はるゝとを問はず、米國に於て生活するの外なき者であつて、實際には米國社會の不可分なる一部を爲す者である。特に此等移民の子にして米國に生れたる者は法律上より見るも米人であるから、其父母は國籍が外國にあつても米國と離るゝを得ない。故に米國は此過去の移民に對しては極力其同胞化融合の方法を講じて善良なる米人となり得るの途を與ふべきであるに、實際は執拗極まる壓迫を加へることに由り、之をして米國社會の不良危險なる分子たらしめつゝある。併し此排日に付ては一面我國民も大に反省せねばならぬ。元來移住なるものは移住者自身の幸福の爲めに行はれるものである。故に我國民にして米國に移住する者があれば、吾々は先づ其者が一日も早く幸福なる米國の市民となることを希ふべきであり、次に吾々は此移住の爲め眞實に我國を理解する新しき米人が増加したものと見て喜ぶべきである。然るに我國には今尙ほ移民を以て我國力の發展の手段と考へ、移民をして飽くまで我國に對する偏狹の愛國心を保持せしめんとする思想が相當に有力である。故に白人諸國が日本移民を危険視するのも已むを得ない。要するに我國民が充分の權威を以て人道の爲め資源開放の大義を主唱せんとするならば、先づ我國自から人類共存の精神に徹底せねばならぬ。吾

々が此精神に徹底して公明且つ大膽な態度を探るならば、支那の二十一箇條無効問題でも、日露國交恢復問題でも、双方に有利なる解釋は左まで困難であるまい。曾て我國勢の微弱な爲め歐米に屈從した時代の外交は、表面に屈從するも内面には正義我に在りとの信念より大なる勇氣を藏して居たが、今日は外面的行動に於て甚だ大膽不敵なるが如くして、内心は戦々競々たるものがあるやうに考へられる。是れ吾々の大に反省を要する點である。

我國の重大なる外交問題は過去に於けるが如く現在に於ても盡く資源開放の要求に關係せざるはない。例へば今日の對支問題就中滿洲問題の如き、對露問題就中西比利亞及北樺太問題の如き、又對米問題就中移民問題の如き何れも皆然りである。我要求は根本に於て文明人の認容せざるを得ざる性質のものであるに拘はらず、之を要求する態度形式の當を得ざるが爲め、世界は我要求の提起に由つて毫も覺醒せられず、却つて我國を以て不法の侵略者であり平和の攪亂者であると誤認するに至つた。加之我要求態度の時代錯誤的なるが爲めに、覺醒しつゝある國內の民衆自身も亦我が對外行動に反感を懷き、延ひて現在の政治的社會的組織に對する疑惑を強めつゝある。近來我國民の對外的自信の衰退せるは之が爲めに外ならぬ。吾々の恐るゝ所は諸外國の批難ではなくて國民自身の反感であり、外部からの壓迫ではなくて内心の不安である。苟くも吾々の主張する所が世界人類の大義である以上は、之に似合はしき公明と大膽とを以て主張すべきである。從來の如き不純なる機會的便宜的態度又は所謂火事泥的態度を以てすることは自殺的である。